

はだの環境マネジメントシステム  
水質管理ガイドライン

初版制定　：令和2年4月1日

秦野市

# 水質管理ガイドライン

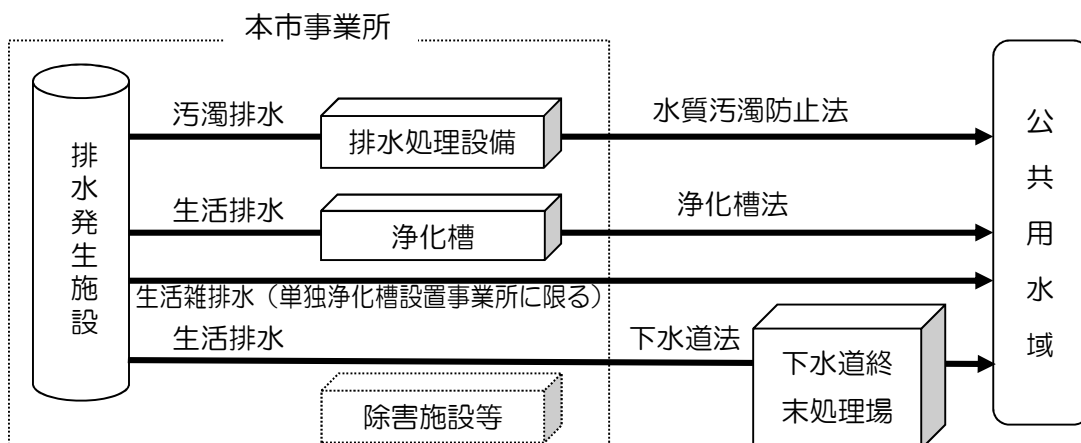
## 1 目的

本ガイドラインは、秦野市（以下「本市」という。）の各施設から排出される排水を適切に処理し、公共用水域への影響を適正に管理するための手順を定めたものである。

## 2 水質管理に関する考え方

本市は、各施設より排水を排出している。これらは、各種処理施設を経由して最終的には公共用水域（河川、湖、海、地下水等）に流入しており、管理が不適切であると水環境や生態系に対して重大な影響を及ぼす恐れがある。

そのため、水質汚濁防止法、浄化槽法、下水道法、及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）を遵守した届出、規制基準の遵守、測定義務の遵守等を行わなければならない。



法規制名	適用事業所
水質汚濁防止法	特定施設を持つ施設に適用
浄化槽法	浄化槽を持つ施設に適用
下水道法	下水道処理区域内の施設に適用

# 水質管理ガイドライン

---

## 3 水質汚濁防止法の適用を受ける事業所

特定施設（水質汚濁防止法施行令 別表第1に定められる。）から公共用水域に排水を排出する事業所、貯油施設等を設置し事故などで油及び指定物質などを排出する可能性のある事業所が適用を受ける。

本市にて、水質汚濁防止法で定められる特定施設を持つ公共施設は、「法的及びその他の要求事項登録表」のとおりである。

### (1) 特定施設の新設・変更

特定施設の設置・変更を行う場合には、工事着手の60日前までに県知事への届出を行う。

また、代表者、事業場名の変更、特定施設の譲り受け、借り受け、地位承継等の場合には30日以内に届出を行う。

### (2) 測定

排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる施設の管理者は、水質汚濁防止法施行規則第9条及び県条例で定めるところの測定頻度にて排水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、3年間保存しておかなければならない。

排水基準は、排水基準を定める省令別表第1及び別表第2（一律排水基準）によるほか、県の大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（上乘せ排水基準）、及び県条例による。

### (3) 事故時などの処置

汚濁物質を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透する恐れがあり、健康や生活環境に被害を及ぼす可能性のある場合、県条例に基づき県政総合センター環境部に通報するとともに、市の環境保全課や関係機関にも連絡する。同時に、応急処置を講じた上で、事故状況と処置内容を県知事に届け出る。

また、貯油施設から油を含む水が公共用水域に排出される恐れがある場合、「危険物管理・漏出時対応ガイドライン」及び上下水道局における「次亜塩素酸ナトリウム緊急事態対応手順」に従って処置を実施する。

# 水質管理ガイドライン

## 4 浄化槽法の適用を受ける事業所

終末処理下水道又はし尿処理施設を経ずに、公共用水域にし尿や雑排水を直接排出する事業所は、浄化槽を設置し、処理を行わなければならない。

浄化槽の構造基準は、建築基準法で定めたものとする。

### (1) 新設・変更

浄化槽を設置する場合、及び変更する場合には、工事開始の21日前までに県知事に届け出なければならない（届出窓口は秦野保健福祉事務所）。また、新設・変更から3ヶ月経過後、8ヶ月以内に、県知事の指定する指定検査機関による水質検査を受けなければならない。

### (2) 浄化槽の保守点検、清掃、法定検査

浄化槽管理者は、次の要領で浄化槽の保守点検、清掃、法定検査を行わなければならない。また、その記録を3年間保存しなければならない。

義務事項	内容	頻度
保守点検	浄化槽管理者は、登録された浄化槽保守点検業者の保守点検を受けなければならない。	※1、2
清掃	浄化槽管理者は、浄化槽清掃業者に清掃を委託しなければならない。	年1回 (全ばっき方式は 半年1回)
法定検査	浄化槽管理者は、年1回、指定検査機関による水質検査を受けなければならない。その際、望ましい範囲（※3）から著しく外れるような場合には、自主的に改善する。	年1回

※1 合併処理浄化槽は次の表に従う

方式	種類	頻度
分離接触ばっき方式 嫌気ろ床接触ばっき方式 脱窒ろ床接触ばっき方式	処理対象人員20人以下	4ヶ月に1回
	処理対象人員 21人以上50人以下	3ヶ月に1回
活性汚泥方式	—	1週間に1回
回転板接触方式 接触ばっき方式 散水ろ床方式	砂ろ過装置、活性炭吸着装置、又は凝集槽を有する浄化槽	1週間に1回
	スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽	2週間に1回
	それ以外の浄化槽	3ヶ月に1回

# 水質管理ガイドライン

※2 し尿処理のみの単独浄化槽（平成13年4月以前の設置）は次の表に従う

方式	種類（処理対象人員）	頻度
全ばっき方式	20人以下	3ヶ月に1回
	21人以上 300人以下	2ヶ月に1回
	301人以上	1ヶ月に1回
分離接触ばっき方式 分離ばっき方式 単純ばっき方式	20人以下	4ヶ月に1回
	21人以上 300人以下	3ヶ月に1回
	301人以上	2ヶ月に1回
散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式	—	6ヶ月に1回

※3 水質検査結果として望ましい範囲は次のとおり

項目	条件など	望ましい範囲
水素イオン濃度	—	5.8 ~ 8.6
汚泥沈殿率	単独処理浄化槽	10%以上 60%以下
	合併処理浄化槽	10%以上
溶存酸素量	単独処理浄化槽	0.3mg/ℓ以上
	合併処理浄化槽	1.0mg/ℓ以上
透視度	BODの処理性能 90mg/ℓ以下	7度以上
	BODの処理性能 60mg/ℓ以下	10度以上
	BODの処理性能 30mg/ℓ以下	15度以上
	BODの処理性能 20mg/ℓ以下	20度以上
塩素イオン濃度	単独処理浄化槽	90mg/ℓ以上 140mg/ℓ以下
残留塩素		検出されること
生物化学的酸素要求量		処理性能以下

# 水質管理ガイドライン

## 5 下水道法の適用を受ける公共施設

公共下水道の処理区域にある施設は、下水道法及び秦野市下水道条例の適用を受ける。また、特定施設（水質汚濁防止法施行令 別表第1に掲げる施設）を設置する施設及び下水道法に基づく秦野市下水道条例の規定により除害施設の設置が必要な施設は、別に届出が必要となる。

（※現時点で本市施設には特定施設はない）

### (1) 届出等

下水道法等の適用を受ける公共施設の設置者は、次のとおり下水道管理者に届出等を行う

届出者	届出内容	届出先
処理区域の施設の設置者	排水設備等確認申請書の提出 （事前の排水設備等計画の提出 排水設備等の工事完了検査） ※下水道指定工事店での工事が必要	公共下水道管理者
特定施設の設置者	特定施設設置届、使用届等の提出	公共下水道管理者
除害施設の設置者	除害施設新設等申請書等の提出 （除害施設の設置・変更・休止・廃止・再開）	公共下水道管理者

### (2) 下水排除基準

別添 下水排除基準のとおり。

### (3) 排出基準と測定義務

特定施設及び除害施設の設置者は、秦野市下水道条例に定められた頻度で水質測定を行わなければならない。また、測定した記録は5年間保存しなければならない。

ただし、市長が相当の理由があると認めた場合は、測定回数を減らすことができる。

水質項目	特定施設設置者	除害施設設置者
温度、水素イオン濃度 (PH)	1日に1回以上	1日に1回以上
生物化学的酸素要求量 (BOD)	14日に1回以上	50 m <sup>3</sup> /日以上 1,000 m <sup>3</sup> /日未滿は2月に1回以上。
浮遊物質 (SS)、 ノルマンヘキサン抽出物質含有量 (n-H: 動植物油)	7日に1回以上	1,000 m <sup>3</sup> /日以上は1月に1回以上
その他	7日に1回以上	50 m <sup>3</sup> /日未滿は2月に1回以上。 50 m <sup>3</sup> /日以上は1月に1回以上。

## 水質管理ガイドライン

---

### (4) 事故時などの処置

特定施設設置者は、健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油を含む水が排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに、引き続き当該下水の排出を防止するための応急措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出る。

# 水質管理ガイドライン

## 秦野市公共下水道への下水排除基準（中央処理区）

対 象		単 位	特 定 施 設 の あ る 事 業 場		特 定 施 設 の な い 事 業 場		
排 水 量		m <sup>3</sup> /日	50以上	50未満	50以上	50未満	
生活環境に係る項目・その他	温 度	℃	45 (40)	45 (40)	45 (40)	45 (40)	
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	mg/l	380 (125)	380 (125)	380 (125)	380 (125)	
	水素イオン濃度 (pH)		5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	600 (300)		600 (300)		
	浮遊物質量(SS)	mg/l	600 (300)		600 (300)		
	ヨウ素消費量	mg/l	220	220	220	220	
	n-ヘキサン抽出物質	鉱油	mg/l	3	3	3	3
		動植物油	mg/l	30		30	
	フェノール類	mg/l	0.005	0.005	0.005	0.005	
	銅	mg/l	1	1	1	1	
	亜鉛	mg/l	1	1	1	1	
	溶解性鉄	mg/l	0.3	0.3	0.3	0.3	
	溶解性マンガン	mg/l	0.3	0.3	0.3	0.3	
	総クロム	mg/l	0.1	0.1	0.1	0.1	
	ニッケル	mg/l	0.3	0.3	0.3	0.3	
	健康項目	カドミウム	mg/l	不検出	不検出	不検出	不検出
		シアン	mg/l	1	1	1	1
有機リン		mg/l	不検出	不検出	不検出	不検出	
鉛		mg/l	0.1	0.1	0.1	0.1	
六価クロム		mg/l	0.05	0.05	0.05	0.05	
砒素		mg/l	0.05	0.05	0.05	0.05	
総水銀		mg/l	0.005	0.005	0.005	0.005	
アルキル水銀		mg/l	不検出	不検出	不検出	不検出	
P C B		mg/l	0.003	0.003	0.003	0.003	
トリクロロエチレン		mg/l	0.3	0.3	0.3	0.3	
テトラクロロエチレン		mg/l	0.1	0.1	0.1	0.1	
ジクロロメタン		mg/l	0.2	0.2	0.2	0.2	
四塩化炭素		mg/l	0.02	0.02	0.02	0.02	
1,2-ジクロロエタン		mg/l	0.04	0.04	0.04	0.04	
1,1-ジクロロエチレン		mg/l	1	1	1	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l	0.4	0.4	0.4	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l	3	3	3	3	
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l	0.06	0.06	0.06	0.06	
1,3-ジクロロプロペン		mg/l	0.02	0.02	0.02	0.02	
チウラム		mg/l	0.06	0.06	0.06	0.06	
シマジン		mg/l	0.03	0.03	0.03	0.03	
チオベンカルブ		mg/l	0.2	0.2	0.2	0.2	
ベンゼン		mg/l	0.1	0.1	0.1	0.1	
セレン	mg/l	0.1	0.1	0.1	0.1		
ほう素	mg/l	10	10	10	10		
ふっ素	mg/l	0.8	0.8	0.8	0.8		
ダイオキシン類	pg/l	10	10	10	10		

備考:1 BOD、SS、pH、温度に係る( )内の数値は、製造業及びガス供給業の適用基準  
2 太枠内□は、直罰規制の下水排除基準です。  
3 太枠内以外は、除害施設の設置等の義務に係る下水排除基準です。



# 水質管理ガイドライン

## 秦野市公共下水道への下水排除基準（大根・鶴巻処理区、西部処理区）

対 象		単 位	特 定 施 設 の あ る 事 業 場		特 定 施 設 の な い 事 業 場		
排 水 量		m <sup>3</sup> /日	50以上	50未満	50以上	50未満	
生活環境に係る項目・その他	温 度	℃	45 (40)	45 (40)	45 (40)	45 (40)	
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	mg/l	380 (125)	380 (125)	380 (125)	380 (125)	
	水素イオン濃度 (pH)		5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	600 (300)		600 (300)		
	浮遊物質(SS)	mg/l	600 (300)		600 (300)		
	ヨウ素消費量	mg/l	220	220	220	220	
	n-ヘキサン抽出物質	鉱油	mg/l	5	5	5	5
		動植物油	mg/l	30		30	
	フェノール類	mg/l	0.5	0.5	0.5	0.5	
	銅	mg/l	3	3	3	3	
	亜鉛	mg/l	3	3	3	3	
	溶解性鉄	mg/l	10	10	10	10	
	溶解性マンガン	mg/l	1	1	1	1	
	総クロム	mg/l	2	2	2	2	
	ニッケル	mg/l	1	1	1	1	
	健康項目	カドミウム	mg/l	0.1	0.1	0.1	0.1
シアン		mg/l	1	1	1	1	
有機リン		mg/l	0.2	0.2	0.2	0.2	
鉛		mg/l	0.1	0.1	0.1	0.1	
六価クロム		mg/l	0.5	0.5	0.5	0.5	
砒素		mg/l	0.1	0.1	0.1	0.1	
総水銀		mg/l	0.005	0.005	0.005	0.005	
アルキル水銀		mg/l	不検出	不検出	不検出	不検出	
P C B		mg/l	0.003	0.003	0.003	0.003	
トリクロロエチレン		mg/l	0.3	0.3	0.3	0.3	
テトラクロロエチレン		mg/l	0.1	0.1	0.1	0.1	
ジクロロメタン		mg/l	0.2	0.2	0.2	0.2	
四塩化炭素		mg/l	0.02	0.02	0.02	0.02	
1,2-ジクロロエタン		mg/l	0.04	0.04	0.04	0.04	
1,1-ジクロロエチレン		mg/l	1	1	1	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l	0.4	0.4	0.4	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l	3	3	3	3	
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l	0.06	0.06	0.06	0.06	
1,3-ジクロロプロペン		mg/l	0.02	0.02	0.02	0.02	
チウラム		mg/l	0.06	0.06	0.06	0.06	
シマジン		mg/l	0.03	0.03	0.03	0.03	
チオベンカルブ		mg/l	0.2	0.2	0.2	0.2	
ベンゼン		mg/l	0.1	0.1	0.1	0.1	
セレン	mg/l	0.1	0.1	0.1	0.1		
ほう素	mg/l	10	10	10	10		
ふっ素	mg/l	8	8	8	8		
ダイオキシン類	pg/l	10	10	10	10		

備考:1 BOD、SS、pH、温度に係る( )内の数値は、製造業及びガス供給業の適用基準  
2 太枠内□は、直罰規制の下水排除基準です。  
3 太枠内以外は、除害施設の設置等の義務に係る下水排除基準です。

# 水質管理ガイドライン

---

## 制定改訂履歴

版	改訂日付	改訂条項	改訂内容	作成 (起案)	審査	承認 (決裁)
00	R2.4.1		初版発行	太田浩一	高橋邦彦	藤間雅浩